

藤井構成員提出資料

第2回福祉型障害児入所施設の在り方に関するWG 構成員資料

米山寮盲児部 藤井 隆

検討課題 自立支援機能

○退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けた対応

盲児施設から福祉型障害児入所施設になって、障害の一元化が進み、通学先が盲学校だけでなく、知的障害の特別支援学校と聾学校となった。また、入所児の障害の多様化、重度化・重複化も顕著になり、高等部卒業後の進路が問題となっている。

過去5年間の高等部卒業にともなう退所時の状況と課題は次のとおりである。

H27年度

A男 全盲（1級）

H12. 4. 1 入所（2歳）、H28. 3. 20 退所 入所期間 16年

家庭引き取り（祖父母 母親も同居）

入所中も毎週帰省しており、経済的に余裕がある

盲学校の進路指導が中心となって、進路を決定

名古屋ライトハウス明和寮（就労継続B型）に通所 送迎サービスも受けている

H28年度

B子 弱視（3級） 知的障害（A判定）

H13. 3. 27 契約で入所（10歳） H28. 4. 11 退所 入所期間 15年

H21. 3 高等部卒業後は者として契約を継続

H28 滋賀県の障害者支援施設彦根学園に入所

県内では移行先が見つからず、施設から直接彦根学園に入所を依頼

C男 全盲（1級） 知的障害（A判定）

H13. 8. 7 入所（3歳）、H29. 3. 7 退所 入所期間 15年

高等部を卒業してすぐに滋賀県の障害者支援施設彦根学園に入所

一宮児相と一宮市のケースワーカーが中心となって移行先を決定

20歳までの利用料は保護者（母親）が負担

H29年度

D子 知的障害（B判定）

H28. 3. 31 入所（16歳）、H30. 3. 5 退所 入所期間 2年

グループホームマーベラスに入所 隣接のマーベラスⅡ（就労継続B型）に通所

高校生になってからの入所のため、預り金（児童手当）は0

入所にあたっての準備ができず、布団や整理タンス等は職員のカンパと施設からの持ち出し

措置費の就職支度金はもらえなかった。

岡崎市の社協が生活保護を申請 利用料や小遣いにあてる（金銭の管理は社協）

高等部2年のときから、児相、学校、市、相談支援センター、施設によるケース会を実施

E子 聴覚障害（6級）

H25. 6. 1 入所（14歳）、H30. 3. 30 退所 入所期間 5年

聾学校へはバス通学

一般就労 会社の女子寮に入所

聾学校の進路指導が中心となって進路を決定

母親への連絡は児相が担当、

預り金約33万円のほかに措置費から就職支度金が、また、共同募金会から就職支度支援金が支給されたので、就職の準備は問題なかった

H30 年度

F 子 全盲（１級） 知的障害（Ａ判定） 体幹機能障害（３級 車椅子使用）

H12. 4. 1 入所（６歳）、H30. 9. 18 退所 入所期間 18 年

H24. 4. 1 措置延長解除 契約に移行

H30 障害者支援施設珠藻荘に入所

珠藻荘には毎身体験入所を実施

田原市の相談支援センターが移行先を決定

家庭は両親による専業農家 経済的には余裕がある。

H31（R 1）年度

G 子 全盲（２級） 体幹機能障害（３級）

H12. 3. 21 入所（３歳）、R 1. 5. 7 退所 入所期間 19 年

H28. 3 盲学校高等部普通科卒業

H28. 4 盲学校高等部専攻科理療科入学 満 20 歳までは措置延長

H29. 8. 3 措置延長解除 契約に移行 利用料は障害者年金から支払い

H31. 3 盲学校高等部専攻科理療科修了 あはき師の資格取得

R 1. 5 障害者支援施設名古屋ライトハウス光和寮に入所

治療部（就労継続 B 型）に所属 治療院等への一般就労をめざす

岡崎市福祉の村相談支援センターを中心として移行先を決定

現在の入所児の中に特別支援学校高等部 2 年生が 2 名おり、1 名は知的障害のほかに聴覚障害、体幹機能障害を併せ有しており、他の 1 名は発達障害で他害や器物破損などの問題行動が多くみられ、精神科にも通院している。高等部に入学したときから学校を中心にケース会議を開き、移行先を検討しており、2 年生から成人施設への体験入所を実施する予定である。盲学校に通学している入所児はほとんどが重複障害学級に在籍しており、成人施設への入所しかないが、全盲の場合、受け入れ先が見つけにくい

○施設退所後のアフターケアを行う相談支援

アフターケアを行うには職員が足りないのが実情であるが、幸い移行が円滑にいったケースが多い。

ただし、前述の退所児のうち、3 名についてはアフターケアを実施した。

D 子については、入所して間もなく無断外出をし、施設に連絡があったので、担当者が出向いて指導した。

F 子は、ミキサー食だったが、入所後しばらくして食欲がなくなったため、対応の仕方について問い合わせがあったので、担当者が応えた。

G 子は、同じ施設にいる男性との交際が適切ではないとの連絡があったので、担当者が出向いて指導した。また、入所中から通院していた病院（精神科）への受診に付き添った。